

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 告示
- 公有水面埋立により土地が新たに生じたこと  
についての届出
- 昭和三十八年五月鳥取県告示第二百九号の廃  
止
- 公有水面埋立地の区域編入
- 昭和三十八年五月鳥取県告示第二百十号の廃  
止
- 保安林の解除予定
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 教育職員の免許状の授与
- 健康保険法による保険医の登録
- 家畜伝染病が発生した旨の報告
- みつばちについての腐そ病の発生

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の  
五第一項の規定に基づき、東伯郡羽合町長から、公有水  
面の埋立により、同町の区域内に、次の土地が新たに生  
じたことについて届出があつたので、同法同条第二項の  
規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

羽合町大字上浅津字宮ノ本一六ノ一、二一ノ一地先

一八九・九七平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本五ノ一、五ノ二、五ノ四、

六ノ一、六ノ三地先

八一〇・〇〇平方メートル

羽合町大字上浅津宮ノ本一、一ノ一、一ノ三、二、三

ノ四地先

六一七・六〇平方メートル

鳥取県告示第三百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の  
五第一項の規定に基づき、東伯郡東郷町長から公有水面  
の埋立により、同町の区域内に次の土地が新たに生じた  
ことについて、届出があつたので、同法同条第二項の規  
定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字松崎字新町三五五番二地先

四三四・八四平方メートル

鳥取県告示第三百九十一号

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百九号（公有水面埋  
立により新たに生じた土地について）は、廃止する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百

七十九条第一項の規定により、次の公有水面埋立地を昭  
和三十八年五月一日から、東伯郡東郷町大字松崎字新町  
の区域に編入したので、同合同条第二項の規定により告  
示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字松崎字新町三五五番二地先

四三四・八四平方メートル

鳥取県告示第三百九十三号

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百十号（公有水面埋  
立地の区域編入について）は、廃止する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法  
（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に

より告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字孝霊山一〇五一―二、大山町宮内  
字大内谷八八八―四（以上二筆について次の図に示す  
部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

極超短波無線設備新設に伴う反射板設置のため  
（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林  
務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十五号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の  
規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字杉谷山一八六三―一、字土屋山一  
八六五―一、一八六五―五（以上三筆の国有林につい  
て、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅  
（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林  
務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十六号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第  
五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授  
与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。  
昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事	石 破 二 朗
免許状の種類	番 号 氏 名 本籍地
高等学校助教諭	昭三九高助 第七号 涌島 敬子 鳥取県
免許状	第八号 香川 晃 "
"	第九号 藤井 茂憲 "
"	第一〇号 吉村誠之助 鳥根県
"	第一一号 清山 馨 鳥取県
"	第一二号 元上 正幸 鳥根県
高等学校教諭	昭三九高二普 卜藏 克朗 鳥取県
級普通免許状	第一号

鳥取県告示第三百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ  
 第五一項の規定により、次のように保険医の登録をした  
 ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及  
 び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第  
 八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所	登録の 記号番号	登録年月日
福元征四郎	鳥取市東品 鳥齒 二四二	昭和三十九年 六月五日
鎌沢 泉	米子市和田 鳥齒一〇四八	六日
相原 裕	境港市新屋 " 一〇四九 "	六日

鳥取県告示第三百九十八号

次のおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたの  
 で、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)  
 第十三条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 家畜の種類 みつばち
- 二 家畜伝染病の種類 腐そ病
- 三 発生群数等

発生群数	発生場所	発 生 年 月 日
三十八	鳥取市西今在家	昭和三十九年六月 八日
十九	向国安	十三日

四 その他参考となるべき事項  
 発生群については、焼却処分した。

鳥取県告示第三百九十九号

県内にみつばちについての腐そ病が発生したので、み  
 つばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年  
 四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、次  
 のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生した場所等	発生群数	発 生 年 月 日
鳥取市西今在家	三十八	昭和三十九年六月 八日
向国安	十九	十三日

二 必要な措置

昭和三十九年六月二十三日より十四日間、発生した地  
 点を中心として半径二キロメートル以内の区域内のみ  
 つばち及びみつばちの腐そ病の病原体をひろげるおそ  
 れのある物品を移動させてはならない。ただし、家畜  
 防疫員の指示に基づいて移動する場合はこの限りでな  
 い。